

3月15日(月)まで会場と郵送で申告受け付け

申告の内容は、令和3年度の市・県民税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを算定する基礎になります。また、「所得（課税・非課税）証明」を発行するためにも、申告が必要です。

申告会場では、新型コロナウイルス対策を行っています。マスク着用、他の、検温の実施や最少人数での来場に協力をお願いします。

申告が必要な人

令和3年1月1日に久留米市に住んでいて、次のいずれかに当てはまる人。令和2年度の申告をした人には、2月上旬に申告書と手引きを郵送します。

- 令和2年中に事業・不動産所得などがあり、所得税の確定申告をしない人
- 給与所得者で、令和2年中に20万円以下の事業・不動産所得などがあつた人
- 勤務先から市に令和2年分の給与支払報告書が提出されていない人

■国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入していて、保険料軽減の算定が必要となる人

■令和2年中の所得を証明できる源泉徴収票や収支計算書など

■所得控除を受けるための書類：生命保険料や地震保険料の控除証明書、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料の支払証明書、障害者手帳や介護保険課が発行する障害者控除等認定書、医療費控除の明細書やセルフメディケーション税制の明細書など

■令和2年6、7月豪雨災害で被害を受けた人は、雑損控除を受けられる場合があります。

申告の必要がない人

■令和2年分の所得税の確定申告をする人

申告に必要なもの

- 申告書（会場にも準備）
- 印鑑
- 個人番号カードか通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなどと運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの

申告会場・日時
本庁舎2階くろみホール 2月16日(火)から3月15日(月)までの 平日9時～16時
田主丸・北野総合支所 2月16日(火)から3月15日(月)までの 平日9時～11時30分、13時～16時
城島総合支所 3月3日(水)から3月15日(月)までの 平日9時～11時30分、13時～16時
三瀬総合支所 2月16日(火)から3月2日(火)までの 平日9時～11時30分、13時～16時
コミュニティセンター高良内会館 2月24日(水)、25日(木)の9時～16時
ふれあい農業公園 2月26日(金)、3月2日(火)、3日(水)の 9時～16時
コミュニティセンター上津校区会館 2月12日(金)、15日(月)、16日(火)の 9時～16時
筑邦市民センター多目的棟 2月17日(水)から2月19日(金)までの 9時30分～16時
安武校区コミュニティセンター 3月1日(月)の9時～16時

申告方法
本庁舎や各総合支所など、市内10カ所の会場で申告するか、申告書を市民税課に郵送して

豪雨災害者への控除
令和2年6、7月豪雨災害で被害を受けた人は、雑損控除を受けられる場合があります。

久留米税務署で、所得税や贈与税、消費税などの申告相談を受けられます。税務署の申告会場設置期間は、3月31日(水)までの9時から16時です。

市ホームページ「令和3年度個人市・県民税申告について」へ



詳しくは
QRコード

くろみやうじんよきくに、地域を守る

消防団員募集

地域に密着して命を守る

久留米市には、小学校区を基本に43の分団があり、1496人の消防団員が活動しています。団員は、仕事をしながら、消防署と協力して消火や救助などの活動を行っています。消防団は地域に密着しているのが強み。速やかに現場に行くことで、被害を最小限に抑えます。支援が必要な人がどの家に暮らしているか、浸水被害が多い地域はどこかなど、地元ならではの情

報が生かされています。水害が想定される地域の消防団には救助用ボートが配備されており、迅速な救助に当たっています。

訓練だけではない幅広い活動

災害時に適切に活動するためには、専門知識と技術が必要です。消防学校への入校や機関員講習を通じて、知識習得に努めています。日頃から消防署と連携して、消火訓練や梅雨時期前の水防訓練などを実施しています。訓練の成果を競う消防操法

大会にも出場し、技術力向上を図ります。定期的な機材の整備点検も欠かさず行い、災害に備えます。

仲間を募集しています

地域を守る消防団員を随時募集しています。入団資格は、市内に住んでいるか、勤務していること。団員には、年間の活動に対して報酬が支給される他、活動服の貸与や公務災害補償があります。5年以上勤務した人には退職報償金が支給されます。希望する人は問い合わせ先に連絡してください。

市ホームページ「令和3年度個人市・県民税申告について」へ
詳しくは
QRコード

さまざまな人と関わることが魅力

6年前、第38分団（城島・下田校区）に入団しました。昼間は、車の整備の仕事をしています。職場の理解もあり、仕事の中でも火災が発生した場合には、出勤します。火災は、いつ起こるか分からないので気が抜けません。令和2年7月豪雨の時は、家に取り残された人をボートで助けるなど、24時間体制で救助に当たりました。

日頃の活動は月2回以上。防火水槽の点検を行ったり、救命講習を受けたりもします。訓練や災害時の長時間勤務など大変なこともありますが、消防団を

辞めようと思ったことはありません。団員だからこそできる貴重な経験だと思っています。

団員は幅広い年齢の人がいるので、さまざまな人と関わることが魅力。地元で活動していることができたり、現場で生かせることができたり、現場で生かせることができたり、現場で生かせることができます。続けてこられたのは、家族の理解はもちろんですが、自分のできる範囲で活動してきたからだと思います。消防団は地域にとってなくてはならない存在です。これからも活動を続けていきたいと思っています。



第38分団 団員 高木拓弥さん



毎年、梅雨時期前に水害に備えて、土のうを作成